

八幡市国民健康保険 特定健康診査等実施計画

(第2期計画：平成25年度～平成29年度)

平成25年3月

八幡市

目 次

第1章 計画の趣旨及び基本的な考え方.....	1
1. 計画策定の背景・趣旨.....	1
2. 計画の性格.....	1
3. 計画の期間.....	1
第2章 第1期計画期間における実施状況.....	2
1. 特定健康診査・特定保健指導の実施状況.....	2
2. 医療費の状況.....	8
第3章 目標.....	10
1. 特定健康診査・特定保健指導等の実施目標（国基準）.....	10
2. 八幡市における目標.....	10
第4章 特定健康診査・特定保健指導の対象者数.....	11
1. 特定健康診査対象者見込み数.....	11
2. 特定保健指導対象者見込み数.....	11
第5章 特定健康診査・特定保健指導の実施方法.....	12
1. 実施期間・実施場所.....	12
2. 実施内容.....	12
3. 外部委託の有無.....	16
4. 周知・案内方法.....	16
5. 自己負担額.....	16
6. 実施に関する年間スケジュール.....	16
第6章 個人情報保護.....	18
第7章 特定健康診査等実施計画の公表・周知.....	18
1. 実施計画の公表.....	18
2. 普及啓発の方法.....	18
第8章 特定健康診査等実施計画の評価・見直し.....	18
1. 評価方法.....	18
2. 見直しに関する考え方.....	18

第1章 計画の趣旨及び基本的な考え方

1. 計画策定の背景・趣旨

我が国は、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。しかしながら、急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化など、大きな環境変化に直面しており、国民皆保険を堅持し、国民誰しもの願いである健康と長寿を確保しつつ、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、その構造改革が急務となっています。

このような状況の中、医療費の伸びの抑制につなげるとともに医療保険者における健康診査及び保健指導の充実を図る観点から、生活習慣病を中心とした疾病予防に重点を置くこととしました。具体的な取り組みとして、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づいて、保険者が実施する糖尿病等の生活習慣病に関する特定健康診査の結果により、健康の保持に努める必要がある人に対して保健指導を実施するものです。

八幡市においても平成20年度から平成24年度を第1期の計画期間とする特定健康診査等実施計画を策定し、特定健診・特定保健指導の実施に取り組んできました。

第2期計画においては、第1期の実施状況を踏まえ、平成25年度から平成29年度の特定健康診査等をさらに効率良く、効果的に実施していくことを目的として策定しました。

2. 計画の性格

この計画は、国の特定健康診査等基本指針（法第18条）に基づき策定するものです。

また、京都府が策定した「京都府中期的な医療費の推移に関する見通し」等及び本市の既存の各種関連計画との整合性を図り策定しています。

3. 計画の期間

この計画は5年を1期として策定するものであり、第2期計画の期間は平成25年度から平成29年度とします。

第2章 第1期計画期間における実施状況

1. 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

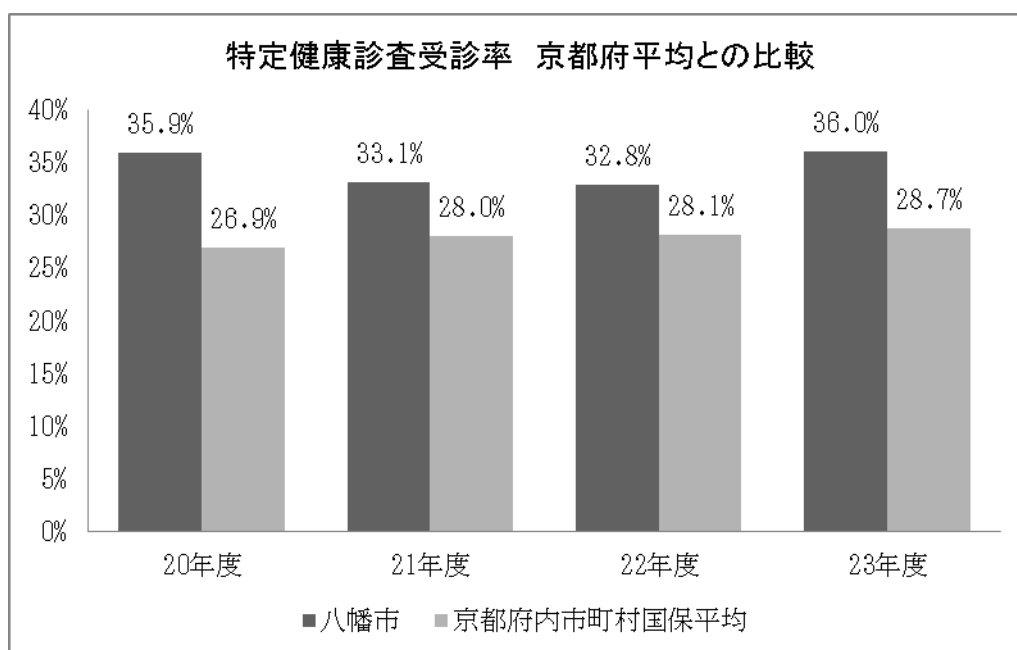
(1) 特定健康診査受診率

特定健康診査の受診率は初年度の平成20年度が35.9%と目標値よりも高い結果でした。平成21年度と平成22年度は受診率が低下しましたが、平成23年度は36.0%に上昇しました。

<特定健康診査受診率>

	20年度	21年度	22年度	23年度
八幡市	35.9%	33.1%	32.8%	36.0%
第1期計画目標値	30%	40%	50%	60%
参考：京都府内市町村国保平均	26.9%	28.0%	28.1%	28.7%

(特定健診・特定保健指導法定報告結果)



男女別では、各年度とも女性の受診率が高くなっており、年代別でも女性の方が男性より高い傾向になっています。また、男女ともに年齢が上がるにつれて受診率が上がっており、40歳代、50歳代の男性の受診率が低くなっています。

<特定健康診査 男女別年代別受診率>

(単位：%)

	平成 20 年度			平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度		
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
全年齢	31.7	39.7	35.9	29.5	36.2	33.1	29.1	36.0	32.8	31.8	39.6	36.0
40～44 歳	13.6	19.4	16.2	14.1	17.2	15.5	14.6	14.8	14.7	16.2	16.9	16.5
45～49 歳	15.4	19.7	17.5	13.0	17.0	14.9	15.4	17.2	16.3	15.2	19.1	17.1
50～54 歳	15.4	25.7	20.5	14.2	19.8	17.0	13.3	20.5	17.0	17.7	24.5	21.1
55～59 歳	19.6	34.6	28.2	16.8	31.2	24.9	17.4	32.0	25.2	19.7	31.3	26.2
60～64 歳	27.8	40.5	35.3	26.5	36.3	32.4	26.1	37.4	33.0	29.3	41.4	36.5
65～69 歳	39.9	47.0	43.6	36.4	43.9	40.3	36.2	41.7	39.1	38.1	44.7	41.7
70～74 歳	46.1	47.2	46.7	42.8	42.7	42.8	41.0	42.9	42.0	44.5	48.7	46.6

(特定健診・特定保健指導法定報告結果)

(2) 特定健康診査における取り組み

- ・平成 20 年度からアルブミン検査と血清クレアチニン検査を全受診者に実施。
- ・平成 21 年度から貧血検査を全受診者に実施。
- ・平成 22 年度から心電図検査を全受診者に実施。
- ・平成 24 年度から尿酸検査、尿素窒素検査を全受診者に実施。
- ・健診対象者へ発送するパンフレットや封筒を、よりわかりやすいものにするために毎年度見直しを行いました。
- ・市内に 18 ヶ所ある健康コーナー及び肺がん結核検診時に、啓発ポスターを掲示しました。
- ・平成 24 年度に未受診者対策として、40 歳代、50 歳代の前年度未受診者にハガキによる受診勧奨を行いました。

(3) メタボリックシンドロームの該当者数・予備群者数

メタボリックシンドロームの該当者数は、平成 20 年度の 16.9%から平成 21 年度と平成 22 年度は減少しましたが、平成 23 年度は増加し 18.2%となりました。

メタボリックシンドローム予備群者数は、平成 20 年度と比較すると、平成 23 年度は男女ともに減少しています。また、男性は女性と比べて、該当者数・予備群者数の割合がともに約 3 倍高くなっています。

<メタボリックシンドローム男女別該当者数・予備群者数>

	年度	男性		女性		合計	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合
メタボリック シンドローム 該当者数	20 年度	524 人	27.0%	268 人	9.7%	792 人	16.9%
	21 年度	480 人	26.3%	236 人	9.3%	716 人	16.4%
	22 年度	479 人	26.6%	229 人	9.1%	708 人	16.3%
	23 年度	612 人	30.3%	276 人	9.6%	888 人	18.2%
メタボリック シンドローム 予備群者数	20 年度	361 人	18.6%	181 人	6.6%	542 人	11.5%
	21 年度	343 人	18.8%	173 人	6.8%	516 人	11.8%
	22 年度	327 人	18.1%	153 人	6.0%	480 人	11.1%
	23 年度	346 人	17.1%	158 人	5.5%	504 人	10.3%

(特定健診・特定保健指導法定報告)

(4) メタボリックシンドロームの減少率

前年度にメタボリックシンドロームの該当者となった人のうち、該当者から予備群・非該当へ改善、もしくは予備群から非該当へ改善した割合を、メタボリックシンドロームの減少率として推移をみると、平成 23 年度は平成 22 年度よりも減少率は低下したものの、平成 21 年度に比べて上昇しています。

<メタボリックシンドロームの減少率>

	メタボリックシンドローム 該当者の状況				メタボリックシンドローム 予備群の状況			
	前年度 該当者	当年度		減少率	前年度 予備群	当年度		減少率
		予備群 へ改善	非該当 へ改善			予備群 へ改善	非該当 へ改善	
21 年度	728 人	73 人	101 人	23.9%	493 人	114 人	23.1%	
22 年度	641 人	68 人	88 人	24.3%	469 人	120 人	25.6%	
23 年度	649 人	57 人	93 人	23.1%	439 人	102 人	23.2%	

(特定健診・特定保健指導法定報告結果)

(5) 特定健康診査受診者の服薬状況

特定健康診査の問診結果から確認できる3疾患（高血圧症、脂質異常症、糖尿病）の薬剤治療を受けている人の割合は、男女ともにほぼ年々上昇しています。

男性の3人に1人が高血圧症のため薬剤治療中であり、糖尿病の薬剤治療中の人の割合が女性の約2倍となっています。脂質異常症の薬剤治療中の割合は女性が男性より高くなっています。

<受診者の服薬状況>

	年度	男性		女性		合計	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合
高血圧症の治療に係る薬剤を服用している人	20年度	634人	32.6%	715人	26.0%	1,349人	28.7%
	21年度	601人	33.0%	687人	27.1%	1,288人	29.5%
	22年度	615人	34.1%	708人	28.0%	1,323人	30.5%
	23年度	689人	34.1%	861人	30.0%	1,550人	31.7%
脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している人	20年度	282人	14.5%	580人	21.1%	862人	18.4%
	21年度	285人	15.6%	606人	23.9%	891人	20.4%
	22年度	293人	16.2%	682人	27.0%	975人	22.5%
	23年度	345人	17.1%	779人	27.1%	1,124人	23.0%
糖尿病の治療に係る薬剤を服用している人	20年度	161人	8.3%	133人	4.8%	294人	6.3%
	21年度	177人	9.7%	107人	4.2%	284人	6.5%
	22年度	176人	9.8%	117人	4.6%	293人	6.8%
	23年度	215人	10.6%	146人	5.1%	361人	7.4%

(特定健診・特定保健指導法定報告結果)

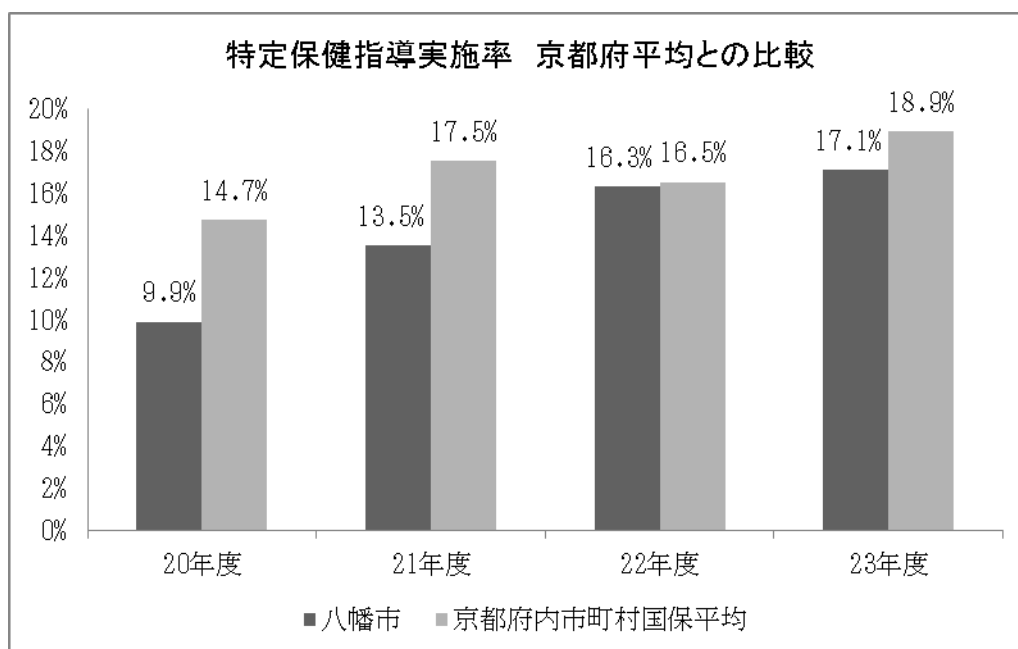
(6) 特定保健指導実施率

特定保健指導の終了者は平成 20 年度の 71 人から年々増加し、平成 23 年度は 113 人となっています。また、実施率も平成 20 年度の 9.9%から年々上昇し、平成 23 年度は 17.1%となっています。

< 特定保健指導実施率 >

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
特定保健指導対象者	720 人	593 人	546 人	661 人
特定保健指導終了者	71 人	80 人	89 人	113 人
特定保健指導実施率（終了率）	9.9%	13.5%	16.3%	17.1%
第 1 期計画目標値	20%	30%	35%	40%
参考：京都府内市町村国保平均	14.7%	17.5%	16.5%	18.9%

(特定健診・特定保健指導法定報告結果)



<積極的支援・動機付け支援別実施率>

		20年度	21年度	22年度	23年度
積極的 支援	対象者	179人	156人	147人	200人
	利用者	9人	21人	31人	20人
	終了者	9人	17人	29人	18人
	実施率（終了率）	5.0%	10.9%	19.7%	9.0%
動機 付け 支援	対象者	541人	437人	399人	461人
	利用者	64人	66人	59人	100人
	終了者	62人	63人	60人	95人
	実施率（終了率）	11.5%	14.4%	15.0%	20.6%

(特定健診・特定保健指導法定報告結果)

(7) 特定保健指導の取り組み

- ・参加者自身が健診結果を理解し、自らの生活習慣を振り返り、自分の健康に対して自己管理ができるよう支援するため、毎年度プログラム内容の見直しを行いました。
- ・動機付け支援及び積極的支援の対象者には、一回のみのグループ支援にとどまらず、手紙やグループ支援を継続的に行いました。グループ支援では、健診を受けただけで終わらないよう、結果を活用した健康づくりができるための演習を取り入れました。手紙には、個別にメッセージを書くほか、対象者の状況を把握するために返信レターを付けるなど、支援が途切れないような工夫を行いました。
- ・特定保健指導の対象とならなかった人のうち、要医療となっているにも関わらず、医療機関を受診していない人や、すでに治療をしているがコントロールできていない人を対象に教室を開催しました。

2. 医療費の状況

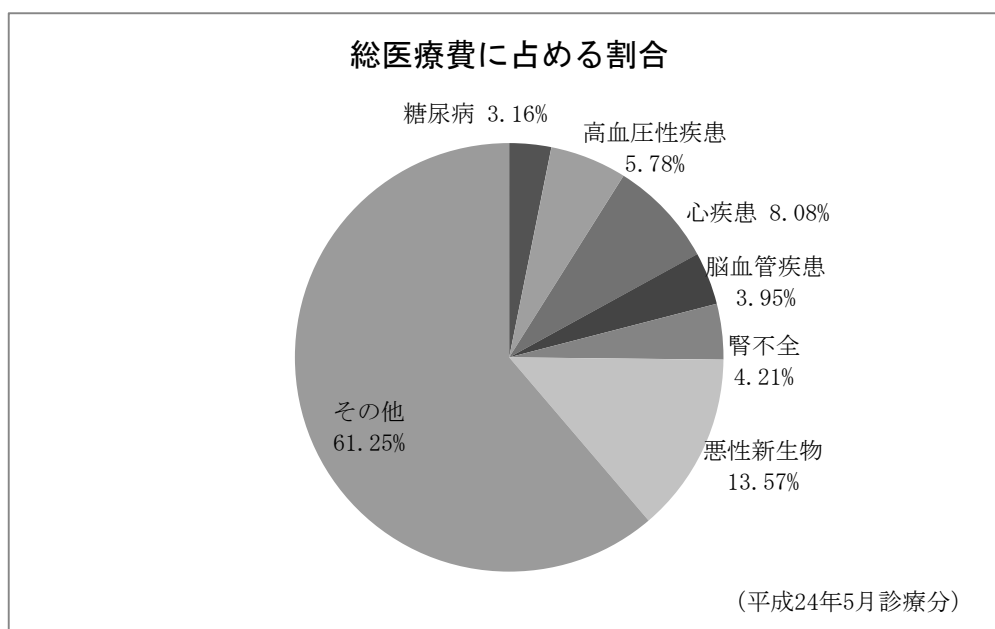
生活習慣病に係る代表的な疾患について平成24年5月診療分の医療費で見ると、八幡市国保の総医療費は約4億6千万円でした。

件数では高血圧性疾患が2,075件と件数全体の1割以上となっています。また、1件あたりの医療費では腎不全が316,730円と、糖尿病や高血圧性疾患の10倍以上となっており、慢性腎臓病や人口透析等への重症化の予防が重要な課題となっています。

<疾病分類別医療費（平成24年5月診療分）>

疾患名	件数	1件あたり医療費	総額	総医療費に占める割合
糖尿病	748件	19,402円	14,512,590円	3.16%
高血圧性疾患	2,075件	12,776円	26,510,690円	5.78%
心疾患	360件	102,984円	37,074,080円	8.08%
脳血管疾患	229件	79,192円	18,134,900円	3.95%
腎不全	61件	316,730円	19,320,530円	4.21%
悪性新生物	492件	126,579円	62,276,700円	13.57%
総計	18,165件	25,263円	458,893,730円	—

(疾病分類別統計)

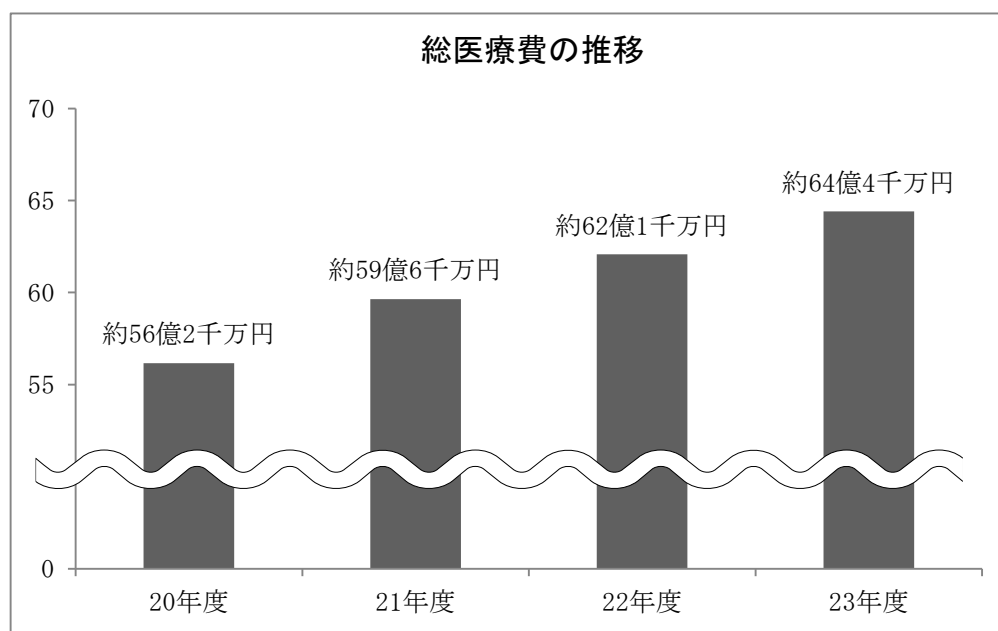


総医療費については年々上昇傾向にあり、平成20年度の約56億1600万円から、平成23年度は約64億4000万円となっています。

＜年度別総医療費＞

20年度	21年度	22年度	23年度
5,615,798,425円	5,964,404,911円	6,207,136,991円	6,440,271,647円

(国民健康保険報告書)



第3章 目標

1. 特定健康診査・特定保健指導等の実施目標（国基準）

国の基本指針における全国目標は特定健康診査実施率が70%、医療保険者種別の目標値で市町村国保は60%となっています。特定保健指導実施率の全国目標は45%、医療保険者種別の目標値で市町村国保は60%となっています。

<特定健康診査・特定保健指導実施率の全国目標と医療保険者種別目標>

	全国目標	医療保険者種別	
特定健康診査の実施率	70%	市町村国保	60%
		単一健保	90%
		共済組合	
		総合健保	85%
		国保組合	70%
		協会けんぽ	65%
特定保健指導の実施率	45%	市町村国保	60%
		単一健保	60%
		共済組合	40%
		総合健保	30%
		国保組合	
		協会けんぽ	
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率	25% (20年度対比)	—	

2. 八幡市における目標

八幡市国民健康保険における特定健康診査及び特定保健指導の第2期計画期間の目標値を、特定健康診査等基本指針に掲げる基準をもとに下記のとおり設定します。

<特定健康診査・特定保健指導実施率 年度別目標値>

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特定健康診査実施率	40%	45%	50%	55%	60%
特定保健指導実施率	20%	30%	40%	50%	60%
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率	—				25% (20年度対比)

第4章 特定健康診査・特定保健指導の対象者数

1. 特定健康診査対象者見込み数

特定健康診査の対象者及び受診者の見込み数は、過去の対象者数を用いて推計しています。受診者の見込み数は、対象者の見込み数に年度別の目標実施率を乗じた人数とし、平成25年度は6,200人、平成29年度は10,163人としています。

＜特定健康診査対象者数・受診者数見込み＞ (単位：人)

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
40～64歳	対象者数	7,643	7,702	7,762	7,822	7,883
	受診者数	3,057	3,466	3,881	4,302	4,730
65～74歳	対象者数	7,858	8,142	8,436	8,740	9,056
	受診者数	3,143	3,664	4,218	4,807	5,434
合計	対象者数	15,501	15,844	16,198	16,562	16,939
	受診者数	6,200	7,130	8,099	9,109	10,163
	実施率	40%	45%	50%	55%	60%

2. 特定保健指導対象者見込み数

特定保健指導の対象者の見込み数は、特定健康診査の受診者の見込み数に特定保健指導発生率（平成20～23年度の発生率の平均）を乗じた人数としています。

利用者の見込み数は、動機付け支援と積極的支援の対象者の見込み数に、年度別の目標実施率を乗じた人数とし、平成25年度は動機付け支援が116人、積極的支援が61人、平成29年度は動機付け支援が583人、積極的支援が281人を見込んでいます。

＜特定保健指導対象者数・利用者数見込み＞ (単位：人)

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
40～64歳	受診者数	3,057	3,465	3,881	4,302	4,729
	動機付け支援	39(196)	67(222)	99(248)	138(275)	182(303)
	積極的支援	61(303)	103(343)	154(384)	213(426)	281(468)
65～74歳	受診者数	3,143	3,664	4,218	4,807	5,434
	動機付け支援	77(387)	135(451)	208(519)	296(591)	401(668)
合計	受診者数	6,200	7,129	8,099	9,109	10,163
	動機付け支援	116(582)	202(672)	307(767)	433(867)	583(971)
	積極的支援	61(303)	103(343)	154(384)	213(426)	281(468)
	実施率	20%	30%	40%	50%	60%

()内は特定保健指導対象者数

第5章 特定健康診査・特定保健指導の実施方法

1. 実施期間・実施場所

(1) 特定健康診査

綴喜医師会と京都府医師会に委託をして、個別健診方式で実施します。

実施期間は7月から10月までの4ヵ月間とし、11月を予備月とします。

健診区分	実施期間	実施場所
個別健診	7月～10月 (予備月:11月)	綴喜医師会に属する医療機関のうち、国が示した外部委託基準に適合し、かつ特定健康診査の実施について承諾した医療機関。

(2) 特定保健指導

市の直営方式で母子健康センター等にて、11月から翌年9月まで実施します。

指導区分	実施期間	実施場所
動機付け支援 積極的支援	11月～翌年9月	母子健康センター、文化センター 他

2. 実施内容

(1) 特定健康診査

特定健康診査では全受診者に「基本的な健診項目」を、また、判定基準に該当した人のうち医師によって必要と判断された場合に「詳細な健診項目」を実施します。

さらに八幡市では、市独自の「追加健診項目」としてアルブミン、血清クレアチニン、尿酸、尿素窒素、貧血検査、心電図検査を全受診者に実施します。

<特定健康診査実施項目>

	検査項目
基本的な健診項目	質問票（服薬歴、喫煙歴等）、身体計測（身長、体重、BMI、腹囲） 理学的検査（身体診察）、血圧測定 血中脂質検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール） 血糖検査（空腹時血糖またはHbA1c） 肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）、尿検査（尿糖、尿蛋白）
追加健診項目	腎機能検査（血清クレアチニン、尿素窒素） 血液一般検査（アルブミン、尿酸） 貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値）、心電図検査
詳細な健診項目	心電図検査 眼底検査 貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値）

また、パンフレット等の見直しを必要に応じて行い、他のがん検診の実施会場及び市内の健康コーナー等での啓発ポスターの掲示なども行うほか、未受診者対策についても、ハガキによる受診勧奨を行うなど、受診率の向上に努めます。

(2) 特定保健指導

特定健康診査の結果により、特定保健指導対象者の選定と保健指導レベルの階層化を行い、積極的支援、動機付け支援とされた人に対して特定保健指導を実施します。

<特定保健指導対象者（階層化）基準>

健診結果の判定			特定保健指導レベル	
胸囲	危険因子	④喫煙歴	年齢区分	
	①血糖②脂質③血圧		40～64歳	65～74歳
≥85 cm (男性) ≥90 cm (女性)	2つ以上該当	/	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当	あり		
上記以外で BMI ≥25	3つ該当	/	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当	あり		
	1つ該当	なし		

①血糖：空腹時血糖 100 mg/dl 以上またはヘモグロビン A1c 5.6%以上

②脂質：中性脂肪 150 mg/dl 以上または HDL コレステロール 40 mg/dl 未満

③血圧：収縮期（最高）130 mm Hg 以上または拡張期（最低）85 mm Hg 以上

④喫煙歴：たばこを今までに 100 本以上、または 6 ヶ月以上吸っている人で、かつ最近 1 ヶ月も吸っている人

BMI（体格指数）：体重（kg）÷身長（m）÷身長（m）

注）糖尿病、高血圧症、脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している人は特定保健指導の対象としない。

<特定保健指導の標準的プログラムの内容>

①動機付け支援

(個別)

事前 問診票（食事・身体活動の把握）の送付
(ア) 個別支援（1人30分程度） ○身体（身長・体重・腹囲）、血圧測定 ○生活・食生活についての聞き取りと振り返り ○各自の行動目標を立てる
(イ) 手紙による継続支援（2～3回）
(ウ) 6ヵ月後の評価（手紙、電話または教室） ○6ヵ月間の取り組みの振り返り ○目標達成状況の確認

(集団)

事前 問診票（食事・身体活動等の把握）の送付
(ア) グループ支援（教室） ○身体（身長・体重・腹囲）、血圧測定 ○メタボリックシンドローム、生活習慣病について ○血管年齢測定 ○運動実践 ○生活・食生活の振り返り ○各自行動目標を立てる
(イ) 手紙による継続支援（2～3回）
(ウ) 6ヵ月後の評価（手紙、電話または教室） ○6ヵ月間の取り組みの振り返り ○目標の達成状況の確認

②積極的支援

事前	問診票（食事・身体活動等の把握）の送付
初回	個別支援（1人30分程度） <input type="checkbox"/> 身体（身長・体重・腹囲）、血圧測定 <input type="checkbox"/> 生活・食生活についての聞き取りと振り返り <input type="checkbox"/> 各自の行動目標を立てる
1ヵ月目	グループ支援（教室） <input type="checkbox"/> 身体（身長・体重・腹囲）、血圧測定 <input type="checkbox"/> メタボリックシンドローム、生活習慣病について <input type="checkbox"/> 血管年齢測定 <input type="checkbox"/> 運動実践 <input type="checkbox"/> 生活・食生活の振り返り <input type="checkbox"/> 各自行動目標を立てる
2～5ヵ月目	手紙、電話、教室による継続支援
6ヵ月目	個別支援またはグループ支援 手紙、電話、教室による継続支援 <input type="checkbox"/> 6ヵ月間の取り組みの振り返り <input type="checkbox"/> 目標の達成状況の確認 <input type="checkbox"/> これからの取り組みについて

(3) 特定保健指導の対象とならない人への保健指導

腹囲やBMIが基準内にある人や高血圧症、脂質異常症や糖尿病に係る薬剤を服用している人は、特定保健指導の対象となりませんが、健診結果ではメタボリックシンドローム以外に高血圧、高脂血、高血糖の状態の人や、さらにそれらを2つ以上併せ持っている人（＝虚血性心疾患や脳血管疾患の危険因子を持つ人）が多数いました。

生活習慣病の発症予防や重症化予防を行っていくために、特定保健指導の対象とならなくても、優先順位をつけて対象者を選定し、受診勧奨なども含む保健指導を実施します。

3. 外部委託の有無

(1) 特定健康診査

特定健康診査は京都府医師会と綴喜医師会に委託して実施しています。

健診区分	外部委託	委託機関
個別健診	有	京都府医師会、綴喜医師会

(2) 特定保健指導

特定保健指導は市の直営で実施します。

外部委託については、対象者の動向を把握しながら、必要に応じて検討します。

指導区分	外部委託	委託機関
動機付け支援	無	—
積極的支援	無	—

(3) 外部委託者の選定方法、基準

本市の過去の健康診査実施状況や健康診査、保健指導事業者の実情を踏まえ、制度の趣旨を十分理解し、個人情報保護対策等の管理が十分講じられていることを前提として、国の示す「標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）」における「健診実施に関するアウトソーシング基準」「保健指導実施に関するアウトソーシング基準」に基づき、委託事業者の選定・評価を行います。

4. 周知・案内方法

広報紙やホームページに掲載し周知を図ります。

特定健康診査対象者には受診券、受診票とパンフレットを受診期間前に一斉送付します。

保健指導対象者には、保健指導の必要性や健康づくり情報を掲載したチラシと、教室内容をイメージしやすい案内通知を個別に送付します。未反応者に対しては再度、保健指導の重要性を説明したチラシで案内通知を行います。

5. 自己負担額

特定健康診査、特定保健指導ともに自己負担額は無料です。

		自己負担額
特定健康診査	個別健診	無料
特定保健指導	動機付け支援	無料
	積極的支援	無料

6. 実施に関する年間スケジュール

	当年度												翌年度							
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
特定健康診査 の委託契約	■																			
特定健康診査 の受診券発送			■																	
特定健康診査 の実施				■	■	■	■	■	■											
特定保健指導 の案内発送								■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
特定保健指導 の実施								■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
実施実績算出 (法定報告)																		■		

第 6 章 個人情報保護

個人情報の取り扱いに関しては、個人情報保護法及び同法に基づくガイドライン、八幡市個人情報保護条例を遵守し、適切な対応を行います。

特定健康診査、特定保健指導を外部に委託する際は、個人情報の厳重な管理や、目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約遵守状況を管理します。

特定健康診査・特定保健指導の実施結果は、国の「標準的な健康診査・保健指導プログラム」で定める電子的標準様式として、5年間管理・保存します。

第 7 章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

1. 実施計画の公表

特定健康診査等実施計画については、八幡市ホームページで公表します。

2. 普及啓発の方法

特定健康診査等を実施する趣旨を周知するため、市の広報紙へ掲載するほか、被保険者へ配布するパンフレットへ掲載するなど、普及啓発に努めます。

第 8 章 特定健康診査等実施計画の評価・見直し

1. 評価方法

特定健康診査・特定保健指導の実施状況について各年度に評価します。

また、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率については、第2期最終年度（平成29年度）に評価します。

2. 見直しに関する考え方

この計画は、法第19条第1項により、5年ごとに見直します。

また、5年以内であっても、国の動向や計画の実施状況を踏まえ、必要な場合は見直しを行います。

八幡市国民健康保険
特定健康診査等実施計画
(第2期：平成25年度～平成29年度)

平成25年3月

発行 八幡市健康部国保医療課・健康推進課

〒614-8501 京都府八幡市八幡園内75番地

TEL 075-983-1111 (代表)

FAX 075-982-7988